

住民税 申告書の書き方

ことしも「住民税」の申告時期が近づいてまいりました。みなさんが、正しい申告をされることによって、適正な課税がなされるよう、今月号は、住民税の申告と申告書の書き方について、ご説明します。



課税される人は……………

●46年1月1日現在区内に住み、前年中(45年中)に所得があった人。
ただし、非課税に該当する人は除きます。
② 区内に事務所や事業所、家屋敷などがある、区内に住んでいる人。

申告が必要な人は……………

●前年中に所得があった人。
ただし、次に該当する人は除かれます。
1. 所得税の確定申告をする人。
2. 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から区へ給与支払報告書が出された人
3. 前年中の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下の人
●事務所 事業所・家屋敷などがある人。
【おねがい】 区から申告書が送られた人で、無所得または上記ただし書きに該当のため、申告義務のない人でも、その旨または該当事項を記入のうえ提出されますよう、特段のご協力をお願いします。

提出期限と場所は……………

提出期限は3月15日です。期限まぎわはたいへん混みますから、なるべくお早めに区役所、同第二庁舎、またはもよりの出張所へお出しください。なお、例年のとおりみなさんの利便をはかるため、次のとおり課税課職員が出張受付を行いますからご利用ください。

- ◎3月9日(火)・10日(水)
場所…常東出張所・第三出張所～第十二出張所
- ◎3月11日(木)・12日(金)
場所…第十三出張所～第二十出張所・東綾瀬出張所・東栗原出張所
※時間はいずれも午前9時～午後4時

計算の仕方は……………

- ① 所得金額=収入金額-④必要経費-⑤事業専従者控除額
- ② 課税標準額=所得金額-⑥所得控除
- ③ 算出所得割額=課税標準額×税率
(実際に計算する場合は、後でご説明する算出所得割額の出し方によります)
- ④ 差し所得割額=算出所得割額-⑦税額控除
- ⑤ 特別区民税・都民税個人分=差し所得割額+均等割額(区600円、都100円)
なお、③以下は、特別区民税分と都民税個人分とを、それぞれ計算し、それを合計したものが住民税額となります。

④必要経費とは

収入を得るために必要な経費で、次のようなものが含まれます。
販売した商品の原価、雇人費、減価償却費、種苗代、飼糧費、固定資産税等です。したがって、生活費は必要経費とはなりませんからご注意ください。

⑤事業専従者控除額とは

事業所得または不動産所得を有する事業主と同一生計の配偶者または15歳以上の親

族が、事業主のその事業に6か月以上専従した場合に事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額が収入金額から引かれます。
(1)15万円
(2) (事業所得+不動産所得)÷(事業専従者数+1)
※青色申告の専従者は完全給与制ですから、支払った給与の全額が必要経費に算入されます。

◎所得控除とは

- 次の12種類があり、これに該当する場合は所得金額から差引くことができます。
- 1. 雑損控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のうち、45年中の各種所得の合計額が17万7,500円以下の人の資産(家屋・家財道具・現金など)が天災・火災・盗難などで損害を受けた場合に控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(損害金額-保険金などでうめられた金額)-(所得金額×1/10)
 - 2. 医療費控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のために、45年中に支払った治療費または医薬費などがあるとき控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(支払った医療費の総額-保険金-上記でうめられた金額)-(所得金額×5/100)
ただし、控除の最高限度額は30万円です。
 - 3. 社会保険料…あなたや、あなたと同一生計の親族の国民健康保険、国民年金などの保険料を、45年中に支払った場合その支払額の全額が控除されます。
 - 4. 小規模企業共済掛金控除…45年中に支払った第1種共済掛金全額が控除されます。
 - 5. 生命保険料控除…45年中に支払った保険料、簡易保険料があった場合控除されるもので、支払った保険料が1年間(1)1万5000円まで…支払った保険料全額
(2)1万5000円をこえ3万5000円まで…支払った保険料×2/3+7500円
(3)3万5000円をこえた場合…2万5000円
◎保険契約による配当金は、支払った

「確定申告」をされるかたへ



●混み合いますから お早めに

所得税の確定申告期間は、2月16日～3月15日までです。この申告をされるかたは住民税の申告をする必要はありませんが、確定申告書に記入する際は、次の事項にご留意ください。
● 1月1日現在の住所、氏名のフリガナは、必ずご記入ください。
● 用紙は税務署からお送りした番号入りのものを必ずお使いください。控用(3枚

- 保険料から差引いて計算します。
◎一口の年間の払込額が9,000円をこえるものは、証明書が必要です。
◎生存保険で5年未満のものは対象外です。
- 6. 障害者控除…あなたや、あなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合、1人8万円。(特別障害者は10万円)
 - 7. 老年者控除…65歳以上(明治39年1月1日以前生まれ)で、45年中の合計所得金額が500万円以下の場合、8万円が控除されます。
 - 8. 寡(か)婦控除…65歳未満(明治39年1月2日以後生まれ)の寡婦(夫と死別・離別等)で、扶養親族または45年中の各種所得の合計額が17万7,500円以下の同一生計の子がある場合、8万円が控除されます。
 - 9. 勤労学生控除…学生で給与などの勤労による所得があり、45年中の合計所得金額が28万円以下で、かつ、不動産・配当など勤労によらない所得が10万円、以下の場合、8万円が控除されます。
 - 10. 配偶者控除…配偶者の45年中の勤労による所得の合計額が10万円(自己の勤労によらない所得の場合は5万円)以下の場合、11万円が控除されます。
 - 11. 扶養控除…同一生計の親族(配偶者を除く)のうち、45年中の勤労による所得の合計額が10万円(自己の勤労によらない所得の場合は5万円)以下の人がいる場合控除されます。45年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます
(1)配偶者がいる場合…1人目から8万円
(2)配偶者がいない場合…1人目は9万円、2人目からは8万円
 - 12. 基礎控除…13万円です。
※先般、移制調査会から答申が出ましたので、今年も一部の所得控除額が引き上げられるものと思われま。

④算出所得割額の出し方

別掲の速算表(課税標準額×税率-速算控除額)により計算したものが算出所得割額で、特別区民税分と都民税個人分とを別々に計算します。
【例】課税標準額が35万円の場合
350,000円×3/100-1,500円=9,000円 …特別区民税分
350,000円×2/100=7,000円 …都民税個人分

◎税額控除とは

算出所得割額から控除されるもので、45

年中に配当所得があった場合に控除されます。その控除額は
◎特別区民税分…配当所得金額の3.0%
◎都民税個人分…配当所得金額の1.2%
ただし、課税総所得金額、課税長期(短期)譲渡所得金額の合計額が1,000万円をこえる部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分です。

算出所得割額速算表

特別区民税		
課税標準額	税率	速算控除額
15万円まで	2%	0円
40万円まで	3	1,500
70万円まで	4	5,500
100万円まで	5	12,500
150万円まで	6	22,500
250万円まで	7	37,500
400万円まで	8	62,500
600万円まで	9	102,500
1,000万円まで	10	162,500
2,000万円まで	11	262,500
3,000万円まで	12	462,500
5,000万円まで	13	762,500
5,000万円をこえるもの	14	1,262,500

都民税(個人分)		
課税標準額	税率	速算控除額
150万円まで	2%	0円
150万円をこえるもの	4%	30,000円

くわしくは課税課へ……………

「申告書用紙」と「申告書の手びき」は2月10日ごろ発送します

以上で住民税の申告とその書き方の説明は終了しますが、わからないところや、くわしいことは、後日郵送する「申告書の手びき」(確定申告予定者および勤務先から給与支払報告書が提出される人は、前述のように住民税の申告は必要ありません)を郵送されません)をお読みくださるか、課税課へおたずねください。
なお、「申告書用紙」と「申告書の手びき」は、2月10日ごろみなさんのお宅へ発送する予定です。もし、日がたっても届かなかったときは、ごめんどどうでも区役所の第一課税係、または、第二庁舎の第二課税係へご連絡ください。

と共催で、次のとおり確定申告書の書き方について説明会を開きます。ご都合のよい日に会場へおいでください。
2月9日(火)…青年館(西新井大師駅前)
2月10日(水)…区役所7階
2月12日(金)…東都区民福祉センター(綾瀬駅前)
時間は、いずれも午後2時～4時(予定)

●口座振替のご利用を

口座振替または振替納税とは、あなたの普通預金口座、当座預金口座または、納税準備預金口座から、あなたに代わって金融機関が納税する制度です。
これを利用すると、あなたが区役所や税務署、金融機関へわざわざ税金を納めるためにでかける手間が省けます。また、納期内に必ず納入されるので、延滞の心配もなくなります。あなたも、この便利な口座振替をぜひ、ご利用ください。
お申し込みは、区役所・税務署・都税事務所または金融機関の窓口で簡単にできます。

●確定申告の説明会

区では、足立税務署・都足立税務事務所